財団法人 協調會福岡出張所

直ちに所轄署より嚴重警告を發し沈靜に努めた結果夫々入坑作業に從事したのである。

かくて會社側は事の擴大を防止すべく凡ゆる機會を利用して自重を促す一方十六日飯塚警察署樣上にて從業員代表と會見したるも妥協不成立に終つた。

此の間組合幹部に在りては從業員の態度尖鋭化したる爲時局柄早急なる和解を希望し極力從業員側の反省を求め日頃主張せる組合精神の實現に奔走する處あつた。

引續き第二回勞資双方の會見に於て會社側より發表案の變更不可能なるも不日機を見て善處する旨を述べたる處從業員側も之を納得し十八日會社、從業員、組合代表の間に正式覺書を交換し漸く解決したのである。

十一、解決條件